

「PASMO取扱規則に関する特約」 新旧対照表（抜粋）

現行版	改定版
<p>PASMO取扱規則に関する特約</p> <p>制 定 2020年 3月18日 最終改定 2020年 10月 6日</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「携帯情報端末」とは、携帯電話機のうち、当社が定める機能を備えたもので、第2号に定める特定携帯情報端末を除くものをいう。 (2) 「特定携帯情報端末」とは、Apple社が製造し又は販売する携帯電話機及び腕時計のうち、当社が定める機能を備えたものをいう。なお、当該腕時計に適用する規定は、当該腕時計の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。 (3) 「PASMOカード」とは、PASMOのうちカード型情報記録媒体をいう。 (4) 「会員メニュー」とは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員（以下、「会員」という。）のみが使用できるウェブサイトをいう。 (5) 「電気通信事業者」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、通信サービスを提供する通信キャリア又は仮想移動体通信事業者のことを行う。 (6) 「モバイルPASMOアプリ」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社が提供する携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。 (7) 「PASMOアプリケーション」とは、Apple PayのPASMOを使用するために、当社が提供する特定携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。 (8) 「ソフトウェア」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、当社、PASMO取扱事業者、電気通信事業者又は携帯情報端末もしくは特定携帯情報端末のメーカーが提供するソフトウェアのことをいう。 (9) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に当社が開設するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOのコールセンターをいう。 	<p>PASMO取扱規則に関する特約</p> <p>制 定 2020年 3月 18日 最終改定 <u>2021年 3月 13日</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「携帯情報端末」とは、携帯電話機のうち、当社が定める機能を備えたもので、第2号に定める特定携帯情報端末を除くものをいう。 (2) 「特定携帯情報端末」とは、Apple社が製造し又は販売する携帯電話機及び腕時計のうち、当社が定める機能を備えたものをいう。なお、当該腕時計に適用する規定は、当該腕時計の特性上、適用可能な範囲に限るものとする。 (3) 「PASMOカード」とは、PASMOのうちカード型情報記録媒体をいう。 (4) 「会員メニュー」とは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）に定める会員（以下、「会員」という。）のみが使用できるウェブサイトをいう。 (5) 「電気通信事業者」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、通信サービスを提供する通信キャリア又は仮想移動体通信事業者のことを行う。 (6) 「モバイルPASMOアプリ」とは、モバイルPASMOを使用するために必要な、当社が提供する携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。 (7) 「PASMOアプリケーション」とは、Apple PayのPASMOを使用するために、当社が提供する特定携帯情報端末向けのアプリケーションソフトのことをいう。 (8) 「ソフトウェア」とは、モバイルPASMO又はApple PayのPASMOを使用するために必要な、当社、PASMO取扱事業者、電気通信事業者又は携帯情報端末もしくは特定携帯情報端末のメーカーが提供するソフトウェアのことをいう。 (9) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に当社が開設するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOのコールセンターをいう。 (10) 「クレジットカード」とは、当社が使用を認めたクレジットの国際ブランドがついており、かつ一定の要件を満たしたカード（プリペイドカードやデビットカードを含む）をいう。